

一般社団法人日本カバディ協会

定 款

一般社団法人日本カバディ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本カバディ協会と称し、英文表記は JAPAN KABADDI ASSOCIATION (略称 JAKA) とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区池袋本町三丁目25番9号 マンション吉村402号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるカバディ競技を統括し、代表する団体としてカバディの普及および振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. カバディに関する規則および技術の研究
2. カバディの指導および普及
3. カバディの指導者、審判員、選手の育成
4. カバディに関する講習会の開催
5. カバディに関するグループの育成
6. カバディ競技の全国的な競技会の開催
7. カバディ競技の国際競技会に対する代表選手団の派遣
8. カバディ競技の技術力の向上
9. 機関紙、その他の刊行物の発行
10. その他、前各号に付帯関連し、この法人の目的を達成するために必要な一切の事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった個人で、社員総会の議決を経て推薦された者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、申請書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員になろうとする者は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、破産、失踪宣告若しくは後見開始の審判を受け、又は解散したとき。

第4章 役員及び職員等

(役員を設置)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とし、その代表理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。
 - 3 前項に規定する会長及び副会長以外の理事のうち、専務理事1名、常務理事若干名を置くことができる。
 - 4 前2項に規定する会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等内の親族（その他当該役員と政令で定める特別の関係がある者を含む。）が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等内の親族が役員総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の社員総会の権限に属せしめられた以外の事項を議決し、執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、社員総会決議によって解任することができる。

(報酬等)

第17条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、社員総会の議決を経て代表理事が定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第18条 この法人には名誉会長1名並びに顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、社員総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、理事会、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について会長及び理事会の諮問に応ずる。

5 参与は、理事会の諮問に応ずる。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 社員総会

(構成)

第20条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第21条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1週間前までに社員に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できない場合には、理事会があらかじめ定めた順序に従い、他の理事がこれに当たる。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員及び会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 やむを得ない理由のため、社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、毎年2回以上専務理事が招集する。専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれに当たる。

- 2 理事会は、開会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知を発する。ただし、議事が急を要する場合は、理事及び監事の全員の同意を得ることによりこれを招集することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。ただし専務理事が欠けたときは、理事会があらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長、監事及び理事会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第33条 この法人の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 基金

(基金の拠出)

第34条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議決を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

2 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事 冲永佳史 一島正真 西郊良光 河野亮仙 村川俊彦 中島良造
近藤年子 石橋清孝 須川裕 井藤圭順 林佳子 菅野宏紹
清水谷尚順 塩入法道 河合星児 河合陽児 酒井康史 平野剛
代表理事 冲永佳史 一島正真
監事 波母山繁信

3 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

冲永佳史 一島正真 西郊良光 河野亮仙 村川俊彦 中島良造 近藤年子
石橋清孝 須川裕 井藤圭順 林佳子 菅野宏紹 清水谷尚順 塩入法道
河合星児 河合陽児

4 令和3年7月6日一部改定

(第42条)